

[内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省]

多文化共生社会の推進に関する提言

平成23年7月

多文化共生推進協議会

(群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市)

多文化共生社会の推進に関する提言

現在の日本には、就労を主目的に来日した南米日系人を始めとして、多くの外国人住民が生活しています。

こうした外国人住民は、我が国の経済活動を支える上で大きな力となっている一方、在留期間の長期化、定住化傾向が進んでおり、労働、社会保障、医療、教育等の分野での様々な課題が顕在化しています。さらにこうした課題は昨今の厳しい経済環境のなか、一層深刻化しています。

外国人住民が多く居住する市町村及び都道府県においては、外国人住民と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、安心して快適に暮らせる地域社会（多文化共生社会）づくりを推進するため、地域住民、NPO、企業等と連携・協働して様々な施策に取り組んでいるところであります。

国においても、昨年度に日系定住外国人施策に関する基本指針及び行動計画を策定されたところですが、今後の多文化共生社会づくりの一層の推進に向け、関係府省庁は責任をもって、次の点について措置を講じられるよう提言します。

平成23年7月

多文化共生推進協議会

〔 群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・
愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市 〕

1 日系定住外国人施策に関する基本指針に基づく行動計画の推進について

日系定住外国人施策に関する基本指針に基づく各府省庁の行動計画に盛り込まれた施策を、地域の実情や課題等を踏まえた上で、関係府省庁が緊密に連携し着実に実施するため、工程表を作成するとともに、実施状況を毎年度公表すること。なお、今後の計画推進にあたっては、特に次の点に配慮すること。

(1) 子どもを大切に育てていくために必要な施策

- ① 公立小中学校等における日本語教室の位置づけの明確化や、日本語及び適応指導のための加配教員及び適応指導員、教材等の公的手当並びに外国人児童生徒のための教育相談員の配置等、外国人児童生徒に対する公立学校での教育環境の充実を図ること。【文部科学省】
- ② 外国人の子どもの就学状況の全容を継続的に把握するとともに、公立小中学校、外国人学校等のいずれかの教育機関等で教育を受けられる仕組みをつくること。【総務省、法務省、文部科学省】
- ③ 「虹の架け橋教室」事業について、地域課題に対応した事業となるよう、実施方法等を再検討した上で、平成 24 年度以降も継続実施すること。【文部科学省】
- ④ 中学校卒業資格を持たない義務教育年齢を超える外国人の子ども等が、高等学校の入学資格を取得しやすくするために、「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」を 1 年間に複数回実施すること。【文部科学省】

(2) 安定して働くために必要な施策

- ① ハローワーク等における外国人対応窓口の設置、通訳の配置などの対応を平成 24 年度以降も継続的に行うこと。また、日本語能力等に配慮した職業訓練を引き続き推進するとともに、就労につながる実効性のある日本語を学習できる仕組みを作ること。【文部科学省、厚生労働省】
- ② 外国人技能実習制度に基づき技能実習生が受ける講習内容のうち、「日本語」について、その目的の達成に向け、日本語指導の実務経験者等による指導を受けることを条件とすること。【法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省】
- ③ 労働関係法令の遵守の徹底など、外国人労働者の就労環境の適正化に向けた取組を引き続き進めること。【厚生労働省】

【提言の背景】

日系定住外国人施策に関する基本指針及び行動計画の策定に対しては、一定の評価ができるものの、各府省庁において、同計画に盛り込まれた施策を十分な予算措置により着実に実施することが求められる。

- (1)① 公立小中学校における日本語教室について、統一的な内容や基準が示されていないため、その取組は自治体や学校によってまちまちである。また、公立学校における日本語指導のための加配教員や適応指導員については、教育現場から拡充が求められており、翻訳文書の作成を行い、保護者や子どもの相談に母語で対応できる教育相談員の配置も求められているなど、教育環境が十分に整っているとはいえない。
については、外国人児童生徒への日本語指導の充実のための教員配置を含めた「新たな教職員定数改善計画」を早期に策定されることが望まれる。
 - ② 公立小中学校、外国人学校等のいずれの教育機関等にも在学しない不就学の子ども の状況について、その全容を把握することができていない。
 - ③ 「虹の架け橋教室」事業については、就学前の子ども等も対象とすることや、法人格を有しない団体も実施主体となり得るようにするなど、より効果的な実施に向けて、関係者間で十分検討した上で、継続実施されることが望まれる。
 - ④ 就学機会に恵まれなかった、義務教育年齢を超えた外国人の子ども等に多様な機会を用意することは、外国人の子ども の将来における職業選択の幅を広げ、彼らが地域における貴重な人材となるための自立支援にもなる。
- (2)① 依然として厳しい雇用情勢が続く中、外国人失業者のなかには今後も日本で働くことを希望している者も多いが、職務経験が十分でないことに加えて、就労に必要な日本語能力が不十分なため、再就職が困難になっているものと思われる。
 - ② 昨年7月に施行された新しい外国人技能実習制度に基づく講習内容について、「技能実習生の法的措置に必要な情報」は専門的知識を有する者から受けることと定められているが、「日本語」を含む他の内容は指導者の条件について定めがない。
 - ③ 東日本大震災後の企業による生産活動の混乱を受け、派遣・請負といった就労形態で働く者が多い外国人労働者の就労環境が悪化するおそれがある。また、平成22年7月からは新しい研修・技能実習制度が施行されたため、来日1年目から外国人労働者へ労働関係法令等が適用されることとなり、その徹底が求められる。

1 日系定住外国人施策に関する基本指針に基づく行動計画の推進について（続き）

日系定住外国人施策に関する基本指針に基づく各府省庁の行動計画に盛り込まれた施策を、地域の実情や課題等を踏まえた上で、関係府省庁が緊密に連携し、着実に実施するため、工程表を作成するとともに、実施状況を毎年度公表すること。なお、今後の計画推進にあたっては、特に次の点に配慮すること。

（3）社会の中で困ったときのために必要な施策

- ① 国の制度（教育、社会保険、子ども手当等）など国が統一的に示すべき情報に加え、災害対策、感染症対策など迅速に周知を図るべき事項についても、「定住外国人施策ポータルサイト」等による、多言語での速やかな情報提供を推進すること。【内閣府】
- ② 安全で安心して暮らせる地域づくりに向け、多言語による防犯、交通安全、防災、生活上のルール等の啓発活動に対し、積極的な支援を行うこと。【警察庁、総務省】
- ③ 公的機関等における外国人のコミュニケーション支援に向け、各自治体が行う通訳などの体制の整備や人材の育成に対する財政的な支援を行うこと。【各省庁】
- ④ 外国人を含めた全ての人々が、安心して適切な医療を受けられるよう、公的な医療制度全体の枠組みの中で、必要な仕組みを整備すること。【厚生労働省】

【提言の背景】

- (3)① 外国人に公共サービスを提供するにあたり、国の制度（教育、社会保険、子ども手当等）など国が統一的に示すべき情報は、多言語化した上で提供するとともに、災害対策、感染症対策、防火安全対策など迅速に周知を図るべき情報については、定住外国人施策推進室が事業主務省庁に対し、外国人住民向けに提供すべき情報の選択、多言語化等を進めていくよう強く依頼することが期待される。
- ② 外国人が犯罪や交通事故などの当事者とならないようにするため、日本社会において安全で安心して暮らせるためのルール等を積極的に啓発することなどが求められる。
- ③ 外国人が医療機関や公的機関を利用する際、言葉の壁や文化・風習の違いによって、十分にコミュニケーションをとることができない場合がある。
- ④ 定住外国人を同じ地域に住む生活者としてとらえた場合、医療制度の中で特別な支援を行うべきか、行うとすれば国が制度として考えるべきか等多くの課題があるが、今回の行動計画に盛り込まれていないテーマであることから、医療機関、自治体等を含めた検討をお願いしたい。
- 例えば、日系人を始めとする外国人の定住化が進み、家族を形成し、高齢化しつつある中で、外国人が医療機関に行く機会が増えてきているが、言葉が十分に通じないなどの問題がある。

[内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省]

2 外国人全体を対象とする方針の策定等について

中長期的な視点に立った、外国人全般の受入方針、及び日系定住外国人を含む全ての外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定すること。

【提言の背景】

日系定住外国人施策に関する基本指針は、世界的な経済危機により特に生活困難な状況に置かれる者が増加した日系定住外国人を対象としたものとなっているが、我が国があるべき将来像に基づく外国人全般に対する受入方針を踏まえ、既に在住している日系人を含めた全ての外国人が日本社会に適応していくために必要となるコミュニケーション支援や生活支援、地域社会への参加促進などに向けた施策についての体系的・総合的な方針を確立する必要がある。

3 外国人住民に係る住民基本台帳の整備等について

外国人住民に係る住民基本台帳の整備にあたっては、外国人の居住実態を正確に把握できるよう実効性を確保するとともに、外国人住民に係る居住者数、国籍等の情報を国・都道府県・市町村間で合理的な範囲で共有できる仕組みづくりを行うこと。また、新制度への円滑な移行に向け、システム改修や制度変更の周知、仮住民票の送付に係る事務などの必要経費について、交付金等の必要な財政措置を確実に行うなど国が十分に支援するとともに、省令等の整備のみならず、制度の詳細についても速やかに決定すること。

併せて、制度の変更を周知するため多言語によるリーフレット・ホームページ等の作成を早急に行うとともに、説明会等を充実させること。

【提言の背景】

外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加える住民基本台帳法の改正法、外国人登録制度を廃止して法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度を構築する出入国管理及び難民認定法等の改正法が平成 21 年 7 月に公布され、3 年以内に施行することとされている。

- ① 外国人への行政サービスに係る利便の増進を図り、国・都道府県・市町村が連携して効果的な多文化共生社会づくりを推進していくためには、外国人住民に係る情報に関し、国の機関・都道府県・市町村間で合理的な範囲で共有できる仕組みの整備を行う必要がある。
- ② 現在の外国人登録原票に記載された情報を新台帳へ移し替えるために必要な経費について交付金等の確実な財政措置を行うとともに、相当の準備作業が見込まれる中、作業に必要となる省令だけでなく、制度の詳細についても速やかに決定され、関係機関への周知を図ることが求められる。また、新制度への円滑な移行のためには、対象である外国人住民に対する周知が重要であることから、その経費についても、確実な財政措置を講じることが必要である。
- ③ 住民基本台帳に登載されない「在留資格なし」の外国人に対する扱いにつき、現場で混乱が起きるおそれがあるため、関係府省庁への十分な説明及び対応の協議が必要である。

[警察庁、外務省]

4 外国人犯罪人に対する引渡し条約の締結等について

日本国内で犯罪を行った外国人の国外逃亡に関し、諸外国との間の「犯罪人引渡し条約」の締結を進めること。また、同条約の未締結国に対しては、逃亡した外国人犯罪人に係る処罰要請等を行い、必ず適正な司法手続が行われるようにすること。

【提言の背景】

日本国内で犯罪を行った外国人が国外に逃亡し、適正な処罰が行われない場合、被害者や遺族を始めとする国民の感情に不満が残り、外国人への偏見等にもつながりかねない。

群馬県で起きた殺人事件や静岡県で起きた死亡ひき逃げ事件、強盗殺人事件等における国外逃亡した外国人容疑者について、相手国によって容疑者の起訴が相次いで行われるなど犯罪者の処罰について一定の進展が見られるが、こうした動きを更に進めていく必要がある。